

🔔 8月から下水道使用料を改定します

～飯山市の下水道使用料改定のお知らせ～

■ 改定の理由

飯山市では、下水道施設の維持管理費や老朽化への対応などにより、下水道の安全で安定した運営を続けるための費用が増えています。

さらに、人口減少や節水機器の普及によって使用料の収入も減少しており、令和6年度から令和16年度にかけて約13.5%（約5,000万円）の減収が見込まれています。

経営状況が年々厳しくなる中、下水道事業の持続的な運営のために適正な料金の検討が必要となり、水道料金等審議会で審議していただきました。審議会の答申を踏まえ、以下のように使用料を改定することとなりました。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■ 改定の対象

- ・飯山市公共下水道 ・特定環境保全公共下水道
 - ・農業集落排水施設（羽広山、北瑞、瑞穂、照岡） ・戸別合併処理浄化槽
- （公衆浴場汚水を除く）

■ 施行日 令和7年（2025年）8月1日

- ◆ 改定後の使用料は、8月検針分（9月請求分）から適用されます。
- ◆ ただし、8月1日より前から継続してご使用の方は、11月請求分（毎月検針となっている場合は10月請求分）から適用となります。

📞 お問い合わせ

飯山市 建設水道部 上下水道課 業務係

☎ 0269-67-0739 平日 8:30～17:15



📊 処理区別・新旧料金対照表（1か月あたり・すべて税込）

※実際の請求額は10円未満を切り捨てて算出されます。 ※原則的に2か月ごとの請求です。

■ 公共下水道・特定環境保全公共下水道（戸狩処理区）

（対象地区：飯山地区、秋津地区、木島地区、柳原地区の一部、外様地区、常盤地区、太田地区、岡山地区の一部）

区分	水量（1か月あたり）	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,473円	2,035円	562円
汚 水 量 料 金 （ 1m^3 につき）	0 m^3 を超え5 m^3 まで	0円	0円	—
	5 m^3 を超え10 m^3 まで	113円	0円	皆減
	10 m^3 を超え20 m^3 まで	158円	177円	19円
	20 m^3 を超え30 m^3 まで	172円	199円	27円
	30 m^3 を超え50 m^3 まで	176円	201円	25円
	50 m^3 を超え100 m^3 まで	187円	216円	29円
	100 m^3 を超え200 m^3 まで	198円	225円	27円
	200 m^3 を超え300 m^3 まで	208円	233円	25円
	300 m^3 を超え500 m^3 まで	226円	252円	26円
	500 m^3 を超えるもの	236円	266円	30円

（例） 10 m^3 使用した場合 🟡 現行：2,030円/月 → 改定後：2,030円/月（同額）

20 m^3 使用した場合 🟡 現行：3,610円/月 → 改定後：3,800円/月（190円増）

30 m^3 使用した場合 🟡 現行：5,330円/月 → 改定後：5,790円/月（460円増）

■ 特定環境保全公共下水道（斑尾処理区）

区分	水量（1か月あたり）	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,870円	2,050円	180円
（ 1m^3 につき） 汚 水 量 料 金	0 m^3 を超え10 m^3 まで	0円	0円	—
	10 m^3 を超え20 m^3 まで	175円	180円	5円
	20 m^3 を超え50 m^3 まで	186円	200円	14円
	50 m^3 を超え100 m^3 まで	188円	205円	17円
	100 m^3 を超えるもの	189円	210円	21円

（例） 10 m^3 使用した場合 🟡 現行：1,870円/月 → 改定後：2,050円/月（180円増）

20 m^3 使用した場合 🟡 現行：3,620円/月 → 改定後：3,850円/月（230円増）

30 m^3 使用した場合 🟡 現行：5,480円/月 → 改定後：5,850円/月（370円増）

■ 農業集落排水施設(羽広山・照岡)

(対象地区:照岡地区のうち羽広山区、桑名川区、藤沢区、西大滝区)

区分	水量(1 か月あたり)	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,803円	2,560円	757円
汚 水 量 料 金 (1㎡につき)	0㎡を超え 5 ㎡まで	0円	0円	—
	5㎡を超え10㎡まで	189円	0円	皆減
	10㎡を超え20㎡まで	203円	234円	31円
	20㎡を超え50㎡まで	203円	238円	35円
	50㎡を超え200㎡まで	205円	241円	36円
	200㎡を超え500㎡まで	207円	245円	38円
	500㎡を超えるもの	209円	247円	38円

(例) 10㎡使用した場合👉 現行:2,740 円/月 → 改定後:2,560 円/月(180 円減)

20 ㎡使用した場合👉 現行:4,770 円/月 → 改定後:4,900 円/月(130 円増)

30 ㎡使用した場合👉 現行:6,800 円/月 → 改定後:7,280 円/月(480 円増)

■ 農業集落排水施設(北瑞)

(対象地区:瑞穂地区のうち柏尾区、北原区、関沢区のうち屋株地籍)

区分	水量(1 か月あたり)	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,524円	2,050円	526円
汚 水 量 料 金 (1㎡につき)	0㎡を超え 5 ㎡まで	0円	0円	—
	5㎡を超え10㎡まで	136円	0円	皆減
	10㎡を超え20㎡まで	161円	185円	24円
	20㎡を超え30㎡まで	166円	202円	36円
	30㎡を超え50㎡まで	171円	205円	34円
	50㎡を超え100㎡まで	177円	209円	32円
	100㎡を超え200㎡まで	188円	215円	27円
	200㎡を超え300㎡まで	198円	226円	28円
	300㎡を超え500㎡まで	214円	243円	29円
	500㎡を超えるもの	217円	246円	29円

(例) 10 ㎡使用した場合👉 現行:2,200 円/月 → 改定後:2,050 円/月(150円減)

20 ㎡使用した場合👉 現行:3,810 円/月 → 改定後:3,900 円/月(90 円増)

30 ㎡使用した場合👉 現行:5,470 円/月 → 改定後:5,920 円/月(450 円増)

■ 農業集落排水施設(瑞穂)

(対象地区:瑞穂地区のうち農集北瑞地区を除く全域)

区分	水量(1 か月あたり)	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,458円	2,050円	592円
汚 水 量 料 金 (1㎡につき)	0㎡を超え 5 ㎡まで	0円	0円	—
	5㎡を超え10㎡まで	122円	0円	皆減
	10㎡を超え20㎡まで	157円	185円	28円
	20㎡を超え30㎡まで	168円	202円	34円
	30㎡を超え50㎡まで	169円	205円	36円
	50㎡を超え100㎡まで	173円	209円	36円
	100㎡を超え200㎡まで	179円	215円	36円
	200㎡を超え300㎡まで	185円	226円	41円
	300㎡を超え500㎡まで	192円	243円	51円
	500㎡を超えるもの	195円	246円	51円

(例) 10 ㎡使用した場合👉 現行:2,060 円/月 → 改定後:2,050 円/月(10円減)

20 ㎡使用した場合👉 現行:3,630 円/月 → 改定後:3,900 円/月(270円増)

30 ㎡使用した場合👉 現行:5,310 円/月 → 改定後:5,920 円/月(610 円増)

■ 戸別合併処理浄化槽

区分	水量(1 か月あたり)	現 行	改定後	差 額
基本料金		1,473 円	2,035 円	562円
汚 水 量 料 金 (1㎡につき)	0㎡を超え 5 ㎡まで	0円	0円	—
	5㎡を超え10㎡まで	113円	0円	皆減
	10㎡を超え20㎡まで	158円	177円	19円
	20㎡を超え30㎡まで	172円	199円	27円
	30㎡を超え50㎡まで	176円	201円	25円
	50㎡を超え100㎡まで	187円	216円	29円
	100㎡を超え200㎡まで	198円	225円	27円
	200㎡を超え300㎡まで	208円	233円	25円
	300㎡を超え500㎡まで	226円	252円	26円
	500㎡を超えるもの	236円	266円	30円

※上記料金から電気使用分として 733 円を差し引いて請求します。

(例) 10 ㎡使用した場合👉 現行:1,300円/月 → 改定後:1,300円/月(同額)

20 ㎡使用した場合👉 現行:2,880円/月 → 改定後:3,070円/月(190 円増)

30 ㎡使用した場合👉 現行:4,600円/月 → 改定後:5,060円/月(460 円増)